

一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画)
【追補】

令和5年11月
会津若松市

令和6年4月から「プラスチック製品」の分別収集を開始するため、一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）【改訂版】に次の事項を追加補正する。

- 1 計画の基本的事項 追加補足なし
- 2 市勢の概況 追加補足なし
- 3 ごみ処理の実態 追加補足なし
- 4 前期計画の評価と課題 追加補足なし
- 5 計画の基本方針と目標 追加補足なし

6 ごみ減量化施策

(1) 市民が取り組むこと

② リサイクルの推進（分別の徹底によるリサイクルの推進）

【重点施策1-①】資源化品目の追加、生活系ごみに次の事項を追加する。

★プラスチック製品の追加

家庭から排出される「プラスチック製品」を資源化品目に指定し、分別収集を開始します。

7 後期計画の目標達成のための重点事項

(3) 重点施策

【重点施策1】資源化品目の追加、①生活系ごみに次の事項を追加する。

●プラスチック製品の追加

家庭から排出される「プラスチック製品」を資源化品目に指定し、分別収集を始めます。

8 持続可能なごみ処理体制に関する基本的事項

(1) 分別収集の種類及び区分

①家庭系ごみの本文及び表を次のとおり改める。

家庭系のごみの分別収集は、現行の収集体制を当面維持します。新たな分類として古布類、プラスチック製品を追加します。

◆表 8-1 家庭系ごみの分別収集の種類及び区分

分別種類（大）	分別種類（中）	分別種類（小）	収集区分	
1 燃やせるごみ	①燃やせるごみ	①燃やせるごみ	指定日	
2 燃やせないごみ	②燃やせないごみ	②燃やせないごみ	指定日	
3 資源ごみ	③かん類	③スチール缶	指定日	
		④アルミ缶	指定日	
		⑤無色びん	指定日	
		⑥茶色びん	指定日	
	④びん類	⑦その他びん	指定日	
		⑤プラスチック類	⑧ペットボトル	指定日
			⑨プラスチック製容器包装	指定日
			⑩プラスチック製品	指定日
	⑥古紙類	⑪新聞紙	指定日	
		⑫紙パック	指定日	
⑬ダンボール		指定日		
⑭雑がみ（雑誌、包装紙、チラシ等）		指定日		
⑦古布類	⑮古着	随時		
	4 粗大ごみ	⑧粗大ごみ	⑩粗大ごみ	指定日

(2) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

①収集形態等の本文及び表を次のとおり改める。

ア、家庭系ごみ

家庭系ごみはステーション方式による収集を基本とし、回数については当面現状と同等とします。新規分別となる古布類は、当面拠点回収とし収集量に応じてステーション方式への移行を検討します。

また、新規分別となるプラスチック製品は、ステーション方式による収集とし、回数については、全地区毎週1回とします。

◆表 8-3 家庭系ごみの収集形態等

分別種類(大)	分別種類(中)	収集形態	収集回数	収集体制	備考
1 燃やせるごみ	①燃やせるごみ	ステーション方式	(全地区) 毎週2回	市	
2 燃やせないごみ	②燃やせないごみ	ステーション方式	(旧市) 毎月1・3・5週 (旧北会津・旧河東) 毎月2・4週	市	
3 資源ごみ	③かん類	ステーション方式	(旧市) 毎月1・3・5週 (旧北会津・旧河東) 毎月2・4週	市	
	④びん類	ステーション方式	(旧市・旧北会津) 毎月2・4週 (旧河東) 毎月3・5週	市	
	⑤ア、ペットボトル	ステーション方式	(旧市) 毎月1・3・5週 (旧北会津・旧河東) 毎月2・4週	市	
	⑤イ、プラスチック製 容器包装	ステーション方式	(全地区) 毎週1回	市	
	⑤ウ、プラスチック製品				新規追加
	⑥古紙類	ステーション方式	(旧市) 毎週1回 (旧北会津) 毎月2・4週 (旧河東) 毎月1・3・5週	市	
	⑦古布類	拠点回収方式	回収ボックス配置施設開館時	市	新規追加
4 粗大ごみ	⑧粗大ごみ	申込制	(全地区) 毎週1回	市	

※地区名について

旧市：合併前の旧会津若松市

旧北会津：合併前の旧北会津村で現在の北会津町及び真宮新町

旧河東：合併前の旧河東町

9 計画の進行管理

追加補足なし